

令和6年2月21日（水）

津島市健康福祉部保険年金課（高橋、川口）

電話番号 0567-24-1113（ダイヤルイン）

## <議案名> 議案20号 津島市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

### 1 改正内容

津島市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の税率を改定すること等に伴い、改正を行います。

- (1) 国民健康保険税の税率について、別表のとおり改定を行います。
- (2) 基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額の改定に伴い、減額する国民健康保険税の額に関する規定を整理します。
- (3) 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の改定に伴い、減額する未就学児の被保険者均等割額に関する規定を整理します。
- (4) 普通徴収の方法によって徴収する国民健康保険税の納期を10期から8期に変更します。また、納期ごとの分割金額の端数処理の基準を1,000円から100円に変更します。

### 2 改正理由

国民健康保険事業の財政運営の安定を図るために、国民健康保険税の税率を改定すること等に伴い、改正する必要があるため。

### 3 参考事項

- (1) 施行期日 令和6年4月1日
- (2) 適用区分 令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

国民健康保険税の税率

別表

改定事項		改正後①	改正前②	比較(①－②)
基礎課税額	所得割額	6.74%	6.48%	0.26%
	被保険者均等割額	24,600円	23,500円	1,100円
	世帯別平等割額	25,200円	24,400円	800円
後期高齢者支援金等課税額	所得割額	2.43%	2.33%	0.10%
	被保険者均等割額	9,400円	9,100円	300円
	世帯別平等割額	7,300円	6,600円	700円
介護納付金課税額	所得割額	1.97%	1.88%	0.09%
	被保険者均等割額	8,500円	8,200円	300円
	世帯別平等割額	9,300円	9,400円	▲100円
全体	所得割額	11.14%	10.69%	0.45%
	被保険者均等割額	42,500円	40,800円	1,700円
	世帯別平等割額	41,800円	40,400円	1,400円

※国民健康保険税率は、国民健康保険事業基金より9,790万円、一般会計より9,790万円の繰り入れを行った後の税率

※1人当たりの国民健康保険税額は、平均約6.7%（約6,800円）増の見込み